明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁二六）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業二）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十一年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　二
平成二十一年度第三・四半期国庫の状況（同）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇

告示

○金融庁告示第二十六号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十日から適用する。

平成二十二年三月十日

金融庁長官　三國谷勝範

第三条中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

別表二中

「国際財務報告基準第８号	事業セグメント（Operating Segments）」

を

「国際財務報告基準第８号	事業セグメント（Operating Segments）
国際財務報告基準第９号	金融商品（Financial Instruments）」

に

改める。

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月十日

財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：京都支店 郵便番号：604―0953 住所：京都府京都市中京区富小路通御池上ル守山町156―3 電話番号：075―221―3181	営業所又は事務所の名称：京都支店 郵便番号：600―8421 住所：京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159―1 電話番号：075―361―1120

(2)　変更年月日
平成二十二年五月六日

(3)　変更の理由
移転のため